

「令和8年度国際金融都市 OSAKA 金融系外国企業等誘致事業」業務委託 仕様書

1. 目的

本事業は、国際金融都市 OSAKA の実現に向けて金融機能の強化を図るため、金融系外国企業等^{※1}の大阪誘致に向けた取組み、ディープテックスタートアップなど大阪の成長分野への投資や在阪企業との協業を促進する取組みを行い、国際金融都市をめざす大阪の世界におけるプレゼンスの向上と大阪の成長につなげることを目的とする。

大阪府・大阪市の取組みにおいては、「海外」からの企業誘致等が十分に進んでいないとの課題認識をもっており、その要因として、金融機能が発達し、人材や情報が集中する東京と比較した際、進出先として劣後している状況であると考えている。

上記を踏まえ、本事業においては、受託者の知見も活かしながら、重点地域（アジア、欧州、中東）を中心とした海外から一次進出する金融系外国企業を3～5社程度誘致することを目標とし、その達成を念頭に置いて取り組むこと。誘致目標は有力な企業（資産運用業者はトップティア企業、フィンテック企業はユニコーン企業や革新的サービスを展開する者）であることが望ましい。

※1 金融系外国企業とは、外国法に基づき設立された資産運用業者（投資運用業、投資助言・代理業など）を中心とした金融系企業及びフィンテック企業（IT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者）をさす。「等」については、海外のミドルバックオフィスなど金融系企業が業務を行うために必要な企業及び上記の国内企業も含む。

2. 履行場所

受託者が確保する事務所

3. 履行期間

令和8年6月1日（月曜日）（予定）から令和9年3月31日（水曜日）まで

4. 委託上限額

70,979,600円（税込）

※本事業の履行にかかるすべての経費を含む。

5. 業務内容及び企画提案を求める内容

I 業務内容

本業務の実施にあたっては、2026年3月末に公表予定の改訂後の国際金融都市 OSAKA 戦略（以下「戦略」という。）を十分に理解し、戦略に掲げる目標の達成に向けて、委託者と協議しながら取り組むこと。

なお戦略は、大阪府成長戦略局ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o20060/ki-kaku/osaka-kokusai-ki-nyu/index.html>）に掲載する。

1. 全体管理

(1) 事業全体のマネジメント・進捗管理

- ・本業務の事前調整や推進にあたり、全体的なマネジメント・進捗管理を行うこと。具体的には、受託者と委託者の各担当者による定例的な情報共有・協議の場を設けるとともに、個別企業の誘致案件や進捗状況を週1回以上委託者に詳細を報告すること。また、本業務の情報を整理して全体的な進捗を把握し、推進に必要な対応を検討し実行すること。
- ・本業務は、国際金融（フィンテックを含む）・スタートアップ及び大阪の産業集積・エコシステム等に関する十分な知識、経験及び語学力（日英必須）を備えた専任者を配置すること。

2. 企業誘致促進業務

(1) 誘致対象企業に対する個別支援

- ・大阪に進出意向のある金融系外国企業等に対し、在阪企業とのビジネスマッチングなど進出に向けたサポートを行うこと。必要に応じて、国際金融ワンストップサポートセンター大阪（以下「サポートセンター」という。）やハブ企業^{※2}等と連携しながら大阪への進出に向けた切れ目のない伴走支援を行うこと（支援対象企業は、これまで本事業でコンタクトした企業を含む（委託者からリストを提供予定））。

※2 金融系外国企業等の大阪進出の際に、ビジネスマッチング先となりうる在阪企業等を紹介・仲介できる企業・団体をさす（国際金融都市 OSAKA 推進委員会関係者を除く。2026年3月時点で13社。<https://global-financial-city-osaka.jp/about/#hub>）。

- ・大阪での投資機会（公共・民間が行う都市開発・プロジェクトなど）の情報を整理し、企業への個別支援に際し提案すること。情報は、委託者から提供予定。
- ・誘致対象企業への個別支援情報は、委託者が用意するプラットフォーム（SFA（sales force automation）やCRM（Customer Relationship Management）等の業務支援ツールを想定）を使用して進捗管理し委託者に共有すること。情報は状況に応じて随時更新すること。

(2) 海外プロモーション

- ・海外で開催される金融関連イベントに参加（ブース出展必須）し、国際金融都市をめざす大阪をプロモーションすること。回数は1回以上とする。十分な語学力とプロモーション能力を有するスタッフを常時2名（ブース1名、ブース訪問等によるネットワーク1名）以上配置し、プロモーションに要するノベルティや書類、備品類（大阪府・大阪市の職員が同行する場合の職員用通信機器を含む。）は、委託者と協議のうえ全て受託者で準備すること。なお、現時点ではシンガポールフィンテックフェスティバルへの出展を想定しているが、より効果的に大阪をプロモーションすることができるイベントや手法でも可とする。
- ・また同海外イベントには、大阪のプロモーション効果が高いと思料される在阪のスタートアップや金融機関、事業会社、大阪進出済みの金融系企業を同行させ、イベント会場内外でのピッチなどプロモーション機会を確保するほか、現地での滞在に関する調整を行うこと。その際、企業のブース出展費やイベント参加費用は本事業にて負担すること（交通費・宿泊費・食費・通訳確保費用等は企業が負担する想定）。また、同行する企業は1イベントあたり3社程度とし、その選定については委託者と協議の上、第三者の意見を聴取するなど公正なプロセスを経ること。

（参考：2025年シンガポールフィンテックフェスティバルの実績）

- ・出展料 1ブースあたり約120万円（JAPANブースへの共同出展）

※出展方法やブースの仕様変更等により大幅に変動する可能性あり

(3) 大阪進出済企業に対する支援

- ・大阪進出済みの金融系企業（以下、「進出済企業」という）の大阪での定着や成長をめざし、次の方法により大阪での事業活動を支援すること。なお、各種フォローアップの手法等は、受託者において検討、提案し、委託者と協議の上、適宜実施すること。

- ①進出済企業に対してニーズ等を聞き取り、必要な支援を提供する。
- ②進出済企業と、在阪企業や金融機関等との協業等につながるよう、趣向を凝らした交流イベントを1回以上企画・運営する。
- ③その他、進出済企業のフォローアップを行う。

- ・進出済企業の一覧は、国際金融都市 OSAKA ポータルサイト (<https://global-financial-city-osaka.jp/shi nsyutsuki gyou/>) を参照すること。

3. Osaka Finance Forum (金融系外国企業等誘致関連イベント) 運営業務

(1) 海外の資産運用業者等の大阪への誘致や投資促進に向けた取組

- ① 海外のベンチャーキャピタルやプライベートエクイティファンド等の資産運用業者を誘致するために有効なイベントを実施すること。回数は1回以上とし、海外の資産運用業者は5社程度の参加を確保すること。
- ② 海外の資産運用業者を招へいし、大阪の投資魅力のPRや在阪企業との交流機会を創出すること。招へい者数は3～5社(5～10名)程度とし、有力な事業者に重点を置くこと。招へいに当たっては、単独実施に限るものではなく、例えば3(1)①や3(4)に組み入れるなど、効果を最大限に発揮できる手法を検討の上、委託者と協議すること。
- ③ 海外のファミリーオフィスの誘致に向けて、イベントの実施や参加など、大阪とのネットワーク形成のための取組みを実施すること。イベントの単独実施に限るものではなく、例えば3(4)に組み入れるなど、効果を最大限に発揮できる手法を検討の上、委託者と協議すること。

(2) 海外フィンテック企業の誘致や海外フィンテック企業と在阪企業との協業促進に向けた取組

- ・ フィンテック企業の海外から大阪への1次進出に繋げるため、ニーズを事前に聞き取り、効果的なイベントを実施すること。例えば、在阪企業等が抱える課題を解決する技術をもつ海外フィンテック企業と当該在阪企業等とのビジネスマッチングの機会とすること。回数は1回以上、海外フィンテック企業は5社程度の参加を確保すること。
- ・ なお、海外フィンテック企業に対するアクセラレーション等の支援プログラム実施で代替することも可とし、その場合の支援対象数は3社程度、プログラム期間は3カ月以上とする。
- ・ いずれの場合も、サプライチェーンファイナンスに関するフィンテック企業が含まれることが望ましい。

(3) 海外からのデリゲーションの受け入れ

- ・ 大阪府・大阪市に対する海外のデリゲーション(政府や団体・企業等の代表団)の受け入れに対応すること。基本的な企画は委託者が行い、在阪企業との交流やレセプションに関する会場等の手配や当日の運営等を受託者で行うこと。回数は3回程度を想定。

(4) 他事業者主催イベントとの連携

- ・ 金融庁や民間事業者などの他団体が実施するイベントとの連携や、大阪府・大阪市が別途実施するイベントにおいてビジネスマッチング機会を創出すること。(例: Global Startup EXPO 2026 や Tech Osaka Summit、Japan Weeks 等でのサイドイベント等の実施、登壇者の調整や集客など)

(イベント実施に係る共通事項)

ア 開催方法は、原則、リアルとオンラインのハイブリッド型とし、使用言語は同時通訳などにより、日本語及び英語で対応すること。ただし、委託者が認める場合はこの限りでない。

イ 委託者が別途契約する「国際金融都市 OSAKA 戦略的広報事業」受託者との連携も含め、SNS や WEB サイトへの掲載等効果的な手法を用いて、イベント周知を行うこと。

ウ イベントでは、海外企業と在阪企業とのマッチング件数^{※3}をカウントすること。

※3 参加企業が投資や協業を目的として、イベント会場で商談・面談を行った件数。

エ イベント終了後、参加企業にアンケートを実施し、30日以内にアンケート結果及び当日参加者リスト、動画、記録写真、商談結果等を含めた報告書を委託者に提出すること。

オ イベント終了後も、参加企業（特に誘致対象企業等）に対して、商談や協業等の促進に向けた伴走支援を実施すること。

4. その他

- ・ 1から3に掲げる業務のほか、国際金融情勢に詳しい者が、委託者からの国際金融都市実現に向けた取組みにかかる質問や相談等に応じること。
- ・ 1から3に掲げる業務において構築したネットワーク（担当者、連絡先情報含む。）やノウハウ等については、委託者に適宜引き継ぐこと。
- ・ 受託者は、国内外の金融業界等に広いネットワークを有するとともに、在阪企業等との綿密なネットワークを豊富に有していること。また、大阪での面談（対面）やイベント等にも臨機に対応できるなど、業務を円滑に遂行できる体制を組むこと。
- ・ すべての業務内容において、専門性の高い者が従事できるよう体制を構築すること。（必要に応じて共同企業体での提案や再委託を活用すること）
- ・ 受託者は、委託者が別途契約する『国際金融ワンストップサポートセンター大阪』運営事業』及び「国際金融都市 OSAKA 戦略的広報事業」の受託者と定期的に打合せを主体的に実施するなどして情報共有を図るとともに、コミュニケーションツールを活用するなど、連携を密にして事業に取り組むこと。
- ・ その他、国の金融・資産運用特区における特例措置が拡充されるなど、新たにに取り組むべきことが生じた場合は委託者と協議のうえ、可能な範囲で対応すること。

II 企画提案を求める事項

「I 業務内容」に記載する内容と異なる提案も可とするが、その場合はその理由について説明すること。

1. 全体管理

(1) 事業全体のマネジメント・進捗管理

- ① 全体的なマネジメントや、業務を円滑に遂行・進捗管理する体制
- ② 業務の全体スケジュール、定例会など進捗管理の実施スケジュール

2. 企業誘致促進業務

(1) 誘致対象企業に対する個別支援

- ① 有望企業等のニーズに対する伴走支援の内容及び手法。受託者自らが実施するものと、国際金融ワンストップサポートセンター大阪等の関係機関と連携して実施するものの役割分担及び連携方法
- ② 大阪での投資機会に関する情報の整理方法と企業への提案の仕組み

(2) 海外プロモーション

- ① 海外イベントに参加し、実施するプロモーションの内容、体制及び実施回数
- ② 同行させる在阪企業等の想定

【参考：令和7年度のプロモーション内容】

- ・ 海外イベント参加
シンガポールフィンテックフェスティバルでのブース出展等（受託者2名帯同）

(3) 大阪進出済企業に対する支援

- ① 進出済企業を支援する方法及び進出済企業と在阪企業のマッチング手法
- ② 在阪企業に対するネットワーク

3. Osaka Finance Forum (金融系外国企業等誘致関連イベント) 運営業務

(1) 海外の資産運用業者等の大阪への誘致や投資促進に向けた取組

- ①ア) 誘致の可能性を向上させるための実施方法 (イベントの内容、適切と考える根拠を含む) 及びその規模並びに適切な実施回数
また、それぞれのイベントの参加企業分野 (属性)、企業数とその確保手法
イ) イベント周知・集客・アンケート回収のための効果的な手法
ウ) イベント終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法
- ②ア) 招へいを想定する海外 VC 等
イ) 海外 VC 等招へい時の大阪の投資魅力の PR や在阪企業との交流機会創出方法、連携するイベントの想定
- ③ア) 海外のファミリーオフィスとのネットワークを構築する手法

(2) 海外フィンテック企業の誘致や海外フィンテック企業と在阪企業との協業促進に向けた取組

- ①誘致の可能性を向上させるための実施方法 (イベントの内容、適切と考える根拠を含む) 及びその規模並びに適切な実施回数
また、それぞれのイベント又は支援プログラム (以下「イベント等」という。) の参加企業分野 (属性)、企業数とその確保手法
- ②イベント等周知・参加申込 (集客)・アンケート回収のための効果的な手法
- ③イベント等終了後の参加企業に対する伴走支援の内容及び手法

4. その他

(1) 業務遂行能力

- ①過去 (5 年以内) に類似事業の実績と成果を示すこと。
- ②従事予定者の専門性や実績等を示したうえで業務内容毎の体制を提案すること。
- ③在阪企業等との綿密なネットワークを豊富に有し、大阪での面談 (対面) やイベント等にも臨機に対応できる体制を確保すること
- ④国内外の国際金融業界に幅広いネットワークを有すること
- ⑤国際金融情勢に詳しいものが、大阪府市の求めに応じてアドバイスが出来ること

6 実施計画及び事業実施状況の定期報告等

(1) 実施計画の策定

- ① 本委託の実施に際し、受託者は履行開始後原則 2 週間以内に実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。
- ② 受託者は実施計画の変更をしようとするときは、事前に委託者と協議した上で、変更した実施計画を提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 連絡体制

委託者への連絡体制を整備し、各種報告業務の遂行にあたっては速やかに処理すること。

(3) 事業実施状況の定期報告

受託者は委託契約に基づいて業務を実施し、履行報告として進捗状況、実施状況等の活動内容について週 1 回以上委託者に報告すること。

また、受託者は委託者の求めにより、必要に応じて事業実施にかかるミーティングを開催すること。

7 本事業実施にあたっての留意点

(1) 受託者の責務

①関係諸法令の遵守

本委託業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守し、公序良俗に反することのないようにすること。

②公正かつ中立的な姿勢

本委託業務の遂行にあたっては、受託者は常に公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

③個人情報等の取扱い

受託者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報等を紛失したり、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らしたりすることのないよう、万全の注意を払うこと。

④苦情等の処理

本委託業務の実施に伴い生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

⑤損害賠償責任

受託者が、本委託業務を行うにあたって、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負うこと。

(2) 所有権・著作権の帰属

①本委託契約により受託者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、委託者に帰属する。

②受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

③受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 再委託の取扱い

①委託する本業務の主要な部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断など）について第三者に委託することを禁止する。

②主要な部分以外の部分について第三者に委託する場合には、委託者と協議するものとする。なお、第三者に委託する場合においても、仕様書に定める事項について、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

8 委託事業完了後、委託者へ提出するもの

(1) 提出物

①業務報告書

・「6（3）事業実施状況の定期報告」で報告した内容等を踏まえ、受託業務全般の実施結果について報告すること。

・業務報告書（カラー紙媒体） 3部

・報告書のデータ（電子メール等で提出すること）

②その他、委託者が指定するもの

(2) 納入期限

令和9年3月31日（水曜日）

(3) 業務完了

納入品の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4) 納入場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁5階

9 その他

・受託者は、事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。なお、事業の実施に際しては、委託者は受託者と協議の上、企画提案内容から調整できるものとする。

- ・ 委託者は、受託者が事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他、各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、必要な措置を決定する。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定する。